

豊見城市認可外保育施設給食委託事業者募集要項

1. 主旨

豊見城市では、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの認可外保育施設において実施する給食業務を受託する事業者を募集し、プロポーザル方式により選定します。

受託を希望する事業者は、次のとおり定める手続きにより応募してください。

2. 業務内容等

(1) 業務名称

豊見城市認可外保育施設給食委託業務

(2) 業務内容

「豊見城市認可外保育施設給食委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。

(3) 選定方法

プロポーザル方式による提案内容、提案価格、試食等の評価基準を基に、総合的に評価・審査し事業受託候補者を選定する。

(4) 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(5) 予定価格

0～5 歳児給食 1 食あたり：360 円（消費税を含む。）

1～5 歳児加工乳 1 食あたり：48 円（消費税を含む。）

※予定価格は、基準となる価格であり契約金額を示すものではありません。選定事業者から予定価格の範囲内の価格をもって提示された金額で単価契約します。

※予定価格の範囲内で単価契約した金額の 1/2 を豊見城市負担、残り 1/2 を給食利用者負担とします。

3. 参加資格

(1) 県内に本店、支店等の事業所拠点があり、現に保育所、幼稚園、認定こども園、学校又は老人保健施設の集団給食の受託実績があること。

(2) 食品衛生法第 52 条に規定する「飲食営業の許可（仕出し）」を保健所から受けていること。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づき再生又は再生手続きを行っていない者。

(5) 豊見城市の指名停止措置を受けていないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員でないこと。

(7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。

(8) 業務履行に際し、保証人を設けることができること。

(9) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4. 選定スケジュール

公募開始日	令和3年3月12日（金）
質問締切日	令和3年3月18日（木）
質問回答日	令和3年3月19日（金）
参加申込書（企画提案書含む）等の提出締切日	令和3年3月24日（水）
プレゼンテーション、試食審査	令和3年3月29日（月）
選考結果通知	令和3年3月30日（火）

5. 質問受付期間及び回答

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、別紙様式第7号「質問書」により次の方法で受け付ける。また、質問の回答については、質問応答書により全提案者に回答を行う。

(1) 質問方法

質問書（様式第7号）を下記(4)送信先に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

質問締切日 令和3年3月18日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

提出された質問の回答については、令和3年3月19日（金）までに電子メールにより一斉に回答する。なお、電話または口頭による照会には対応できない。

(4) 送信先

豊見城市 福祉健康部 保育こども園課

【E-mail】hoikukodomoen@city.tomigusuku.lg.jp

(5) その他

他の参加申請事業者に関する質問には回答しないこととする。

6. 参加申し込み

(1) 参加資料の配布

令和3年3月12日（金）～ 令和3年3月24日（水）午後5時
（市ホームページから印刷できます。）

(2) 提出書類

①（様式第1号）入札（公募型プロポーザル）参加申請書

②（様式第2号）給食調理等業務提案書

※調理工程や食品搬入経路、従業員入退室経路等のわかる施設配置等平面図、施設内外主要箇所画像等資料を添付してください。

※保健所交付「飲食営業の許可」写し

③（様式第3号）経営規模等総括表

④（様式第4号）見積書

※1食あたり単価（税抜き）の見積もり

⑤（様式第5号）経費内訳書

⑥（様式第6号）申立書

- ⑦（任意様式）履行保証人予定会社
- ⑧（任意様式）4月の献立表（案）

(3) 提出部数

提出書類及び添付資料については、上記(2)を一式として6部(原本1部、副本5部)をフラットファイル等に製本して提出してください。(書類の規格は、日本工業規格A4サイズとし、A3サイズを使用する場合は三つ折りすること。)

(4) 提出期限等

提出期限：令和3年3月24日（水）午後5時まで

提出先：豊見城市 福祉健康部 保育こども園課（豊見城市役所2階）

提出方法：直接持参

7. プレゼンテーション審査及び試食

(1) 審査日時

令和3年3月29日（月）午後

※詳細な時刻は応募事業者数が判明次第、個別にお知らせします。

(2) 審査会場

豊見城市役所 3階 第3会議室

(3) 試食用の給食

- ①4月の献立表（案）の献立から0歳児の離乳食（中期食）1食、3～5歳児の給食1食を試食用として準備してください。
- ②試食用の給食（食器類含む）は、5人分準備してください。
- ③試食用の給食は、プレゼンテーション30分前までに審査会場へ搬入してください。

8. 事業者の選定方法及び選定結果の通知

(1) 選定方法

- ①業者の選定にあたっては、本市で設置する豊見城市認可外保育施設給食業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）においてプレゼンテーション審査及び試食を行うこととする。なお、委員会は非公開とする。
- ②書面審査及び試食による評価の合計得点により、提案者の順位を決定する。但し、同得点の者が複数あった場合は、委員会の投票により順位を決定する。
- ③最も順位の高い提案事業者と市の間で契約交渉を行う。但し、その提案事業者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

(2) 選定基準の考え方

詳細については、別紙1のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての参加事業者宛てに書面で通知する。なお、委員会での審査内容は非公開とし、選定結果に対する異議は一切受け付けないものとする。

9. 応募書類の情報公開及び審査結果の公表

応募書類は、理由の如何に問わず返却しません。

提出された書類は、情報公開の請求により豊見城市情報公開条例に基づき開示することがあります。なお、開示に支障がある部分については、応募時に書面（任意様式）にて申し出てください。

選定結果は、令和3年3月30日（火）【予定】に全ての参加事業者宛てに送付し、通知します。

10. その他

- (1) 提案募集に参加する事業者は、この要項を熟読のうえ、これらを遵守すること。
また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか常に善良なる参加者として態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。また、提出された資料については返却しないものとする。
- (3) 一度参加申請書を提出し、後にこれを辞退する場合は、提出期限までに入札（公募型プロポーザル）参加申請書（様式第1号）に加筆のうえその旨提出すること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、市はその事業者の提案を無効とすることができる。
 - ①所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
 - ②提案書類に虚偽の記載があったとき。
 - ③正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある、または行為をなした事業者が提案したとき。
 - ④指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(別紙1) 選定基準の考え方

豊見城市認可外保育施設給食委託事業者選定審査表

◎審査項目、選定基準

評価項目	評価基準
就学前児童に対する食育への考え方、研修体制	保育園へのケータリングに対する考え方、食育やアレルギー対応や研修体制は整えられているか。
食材の調達に対する考え方	安心・安全な食材を調達しているか。また、地産地消及び地元調達することができているか。
現場責任者及び調理員の配置、ローテーション、研修	作業工程や人員配置が適正に行われているか。
職員の研修参加への考え方	職員への研修が適切に実施され、研修内容が反映されているか。
委託業務に対する提案事項、その他、特筆すべき事項	委託業務に対する提案事項は、実現性が高いか。
類似業務の実績	保育園直のケータリング事業を実施しているか。経験豊富か。
見積価格	価格が仕様書に対して適当であるか。

◎「試食」に関する審査項目、選定基準

評価項目	評価基準
献立構成	主食・汁物・主菜・副菜を基本とした献立構成になっているか。
野菜・果物等の使用	旬の野菜・果物等を使用しているか。
地産地消	地場産物（沖縄産、豊見城市産）を使用しているか。
調理携帯	幼児が食べやすいような大きさ、切り方、固さになっているか。
加工食品	冷凍やレトルト食品などの二次加工食品の使用量は多くないか。
味付け	幼児に対して適度な味付けになっているか。 (素材の味を生かした薄味になっているか)